

## 市民福祉委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成27年 9月16日 開会 9時58分 閉会 11時45分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

三輪 順治	河合 謙治	荒木 謙二	坊野 公治
大鳴 二郎	宮地 俊則	佐藤 豊	

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野 安是

(2) 副議長 西田 久志

(3) 説明員

副市長	三宅 生一	市民生活部長	北村 宗則
健康福祉部長	佐藤 文則	病院事務部長	野崎 正広
市民生活部次長	橋本 良啓	健康福祉部次長	猪原 忠教
病院事務次長	中原 康夫	市民生活部参与	谷本 悦久
環境課長	北村 容子	子育て支援課長	佐藤 和也
介護保険課長	川上 邦和	健康医療課長	田平 雅裕
健康福祉部参事	柚野 裕正	甲南保育園長	青江 淳子
芳井保育園長	三宅 弘美	偕楽園長	竹井 博範
芳井支所長	三宅 孝一	美星支所長	金高 常泰
病院事務部医事課長	平松 誠	福祉課長補佐	伊達 卓生
戸籍住民係長	毛利 恵子		

(4) 事務局職員

事務局長	川田 純士	事務局次長	岡田 光雄
------	-------	-------	-------

## 6. 傍聴者

- (1) 議 員 三宅文雄、簀戸利昭、森本典夫
- (2) 一 般 0名
- (3) 報 道 1名

## 7. 発言の概要

**委員長(三輪順治君)** 皆さんおはようございます。

定刻より若干早いようでございますが、これからただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

まず初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

### 〈副市長あいさつ〉

**副市長(三宅生一君)** 皆さんに、改めましておはようございます。

本当にぐずついた天気ではありますが、日々秋らしいなあというふうに実感しているところでもあります。そうした中、関東あるいは東北の地におきまして帯状の雲で集中的に豪雨が発生し、本当に多くの方が被災をされております。お見舞いを申し上げますとともに、早い復旧を願っているところでもあります。

また、鬼怒川において河川の氾濫ということで、行方不明者が15人とか、そういうふうなことを聞いておりました。非常に早く見つかってほしいといったところではありましたが、生存が実は確認できたというようなことがございました。本当に情報の管理と申しますか、情報の共有と申しますか、そういった面も本当に重要だなというふうにも思ったところでもあります。

また、けさの新聞にもありましたが、県内の100歳以上の方が1,243人ということで、井原市におきましてはそのうち33人の方が100歳以上ということであります。聞いてみますと、あすで100歳をお迎えになられる方がおられますので、あすになると井原市も34人かなというふうに思っております。いずれにしましても、現在敬老行事も行われたあるいはもうすぐ行われるといった段階であります。本当に衷心より敬意を表したいというふうにも思っております。

さて、そうした中、本日は市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方にはご多用の中、また足元の悪い中お集まりをいただき、ありがとうございます。

この委員会に付託されております事案ではありますが、条例並びに事件案件が各1件という

ことになっております。慎重に審議をいただきながら適切なお決定を賜りたいというふうに思っております。

なお、お手元に配付をさせていただいております定例会の報告事項の資料がございます。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願ひします。

### 〈議長あいさつ〉

### 〈議案第50号 井原市手数料条例の一部を改正する条例について〉

**委員(大鳴二郎君)** 本会議でも説明があったわけでありましてけれども、ちょっと委員長にお願いがあるんですけども、この議案第50号と前の議案第49号は提案理由が同じであります。よって、私のこれからちょっと質問する点が議案第49号に当てはまることあるかと思っておりますので、そのあたりを了解してもらえるかどうかをお願いしたいと思います。それから質問に移ります。

**委員長(三輪順治君)** ただいま大鳴委員からそういう趣旨のご発言ございました。当委員会における付託案件はあくまでも議案第50号の、今議題となっておりますのが手数料条例の一部改正ということでございますが、ただし提案理由が議案第49号の井原市個人情報保護条例の一部を改正する条例、これは総務文教委員会に付託されておりますが、私の判断とすれば内容をお聞きし、その内容によって皆様方とお諮りしながら、あるいは理事者の方ともご相談しながら進めていきたいと、このように思っております。

### 〈異議なし〉

**委員(大鳴二郎君)** まず、議案第50号でありますけれども、この通知カードまた個人番号カードは、通知カードは10月5日から配付ということでありましてけれども、それとずっという個人カード、番号カードまでのこれからのスケジュールをもう一度確認したい。

それと、この番号カード、個人番号カードでありますけれども、これが希望者へ通知カードがあった後、希望者が申請するというのを聞いたわけでありましてけれども。となれば、これは強制的ではないのか。強制的でないとなれば、しなくてもいい人が出てくる。ということは、今までどおりに業務をやっていただけるのか、個人番号しなくても。ということをお聞きしたいと思います。

それと、この通知カードは10月、スケジュールも聞いてもらえりゃええんですけど、住所、氏名、生年月日、性別が全ての方に送られますが、これには写真が載ってない、多分。この個人番号カードについては本人が市へ行くのか、支所へ行くのかでありましようが、本人確認をするという意味でも、これは前言ったように、写真がこれは入るということでありますけれども、この写真代はどうするのか。

それから、これが今私がこれから言うたこの議案第49号に関係するので審議してもらいたいのでありますけれども、これを行えば、これをするための設備が多くかかると思います、費用が。その費用を国が全部するのか、市が全部するのか、あるいは国と市がどういう半々にするとか、3分の1にするとか、そういうことが多分あると思いますけど、そのあたりをどう考えられておられるのか。

もう一点、これをすればメリットとデメリットがあるはずですが、そのあたりをわかればお願いしたいと思います。

**委員長(三輪順治君)** ただいまの大鳴委員のご質問が大きく5点ございます。

まず1点目は、この議題となっております中の個人番号通知カードの交付につきましては、本年10月5日からということでございます。そして、個人番号カードが明くる年の1月からということでございますが、具体的なスケジュールについてのお尋ねが1件。

それから2点目は、個人番号カードについては、これは義務化されとるのかということが主な質問でございます。

3点目は、そのいわゆる個人番号カードにかかわる写真が添付されますけれども、写真代はどういうふうな形になるのかということが3点。

4点目は、カードを発行するためにはハードと申しますか、発行機がいるんじゃないかということで、その費用は国が持つのかどうか、市が持つのかどうか。

5点目が、その個人番号カードを持つことのメリット、デメリットの5点でございますが、当委員会でこの5点でよろしゅうございますか。その5点の中で当委員会でお答えできるものについて、これからちょっと整理させていただきたいと思います。

まず、1点目のスケジュールにつきましては、これは今回の議案の中身が再交付でございます。再交付の関係ではございますけれども、個人番号の通知カードと関連あるいは個人番号カードと関連いたしますので、委員長としては1番目のスケジュールについては認めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、執行部のほうからご説明を求めます。

**市民生活部次長(橋本良啓君)** それでは、スケジュールについてご説明をさせていただきます。

個人番号の通知カードが各世帯へ10月5日以降送られるようになります。それで、送られる住所ですが、10月2日、10月5日が月曜日でありまして、その前の金曜日での住民基本台帳に登録されている住所宛てに郵便の簡易書留で送られるようになります。送り先は地方公共団体システム機構といたしまして、そのカード等の作成を全国の自治体が委託しております機構のほうから各世帯主宛に送られるようになります。例外としまして、DVで避難されている方とか、長期病院へ入院されている方、施設へ入院されていて施設に住所を移されていない方につきましては、事前に市のほうに登録をしていただければそちらのほうに送ることができるようになっておりますが、これも施設や病院の入院や入所の証明書が必要となっておりますので、口頭だけの申し出では受理できないようになっております。また、DVにつきましても市のほうに登録申請をされて、市のほうで措置をしている方に限ったの特例となっております。その他の方は住所地に送られるようになります。

そして、ちょっと今回の質問の中でスケジュールではないんですが、カードが強制ではないということであったんですが、個人番号カードは強制ではありません。個人番号通知カードが10月5日以降に各世帯に送られます。その中に各個人の枚数だけ個人番号カードの申込書が同封して送られてきます。それで届きまして、ご希望の方はその申請書に写真を張ったり、希望の住所、氏名を書いていただいて、返信用封筒が入っておりますので、それで返信していただくようになります。その返信先は、先ほど言いました地方公共団体システム機構であります。そうしますと、その希望者の方の個人番号カードを機構が作成しまして各市町村に送付してまいります。各市町村がそのカードが有効かどうか、傷等入っていないか等をチェックしまして、それぞれの申請された方に、いついつ取りに来てくださいという通知を差し上げます。その期間の間に市役所または支所等にとりに来ていただくようになります。

以上がスケジュールです。

**委員(大鳴二郎君)** これは希望者だけということですね。念を押しますけれど。

**市民生活部次長(橋本良啓君)** 希望者だけです。

**委員(大鳴二郎君)** 強制的ではない。

**市民生活部次長(橋本良啓君)** はい。

**委員(大鳴二郎君)** それと、今強制的ではないと言われたんですけど、これは強制的でないとなれば通知カードを配付して、多分これは番号ですから、全国民に番号決まっとるはずなんですが、強制的でないということは、もうせんでもええという人が出たら、その番号というのはどうなるんですか。

**市民生活部次長(橋本良啓君)** この番号というのは、国民全員にもう振られる番号であり

まして、番号が要る要らないというご本人さんの希望でつけるとかつけないとかというものではありません。国のほうから、もう全ての国民、住所を国内に有している方には振られる番号でありまして、その番号をご本人さんが使われるというのは、現在で考えられるのは、当初は年金なんかの番号と連携させるとかという話もありましたが年金の番号漏えいとかいろいろありましたので、それも先送りになっております。たちまちその個人番号が必要となるのは、今年度末の確定申告のときには、会社にご勤務の方等源泉徴収票には全て申告等のときに個人番号を入れなければいけないというふうに国のほうで決められておりますので、これは会社のほうが従業員の方及び扶養されている方の個人番号を会社のほうが聞かれると思います。市のほうでその個人番号を市民の方から確認をすとか、そういうことは現在のところ一切ないと考えております。

**委員長(三輪順治君)** 先ほど私理事者のお名前をご紹介するときに肩書を市民福祉部次長と言いました。間違っておりました。市民生活部次長でございました。おわびして訂正いたします。

**委員(大鳴二郎君)** 今、この番号は会社の方じゃったら市がお知らせすることがあると、それから市のほうからは知らせることはないと言われたんですけど、ということは、個人で商売なんかやってる方じゃったら、どうなるんですか。わからんなりに確定申告の番号は書かれんでしょ。

**市民生活部次長(橋本良啓君)** それは、全員の方に通知カードを送られますので、申告されるときにはその個人番号を書く欄がありますので、そういうのは商工会議所とか申告で申請で提出されたときに税務署等から記入漏れがあれば指導があると思います。

**委員(大鳴二郎君)** この質問もこれで終わります。

**委員長(三輪順治君)** 他の委員さんから今のスケジュールを中心としたご説明に対する質疑ございませんか。

〈なし〉

**委員長(三輪順治君)** 次に、義務化のお話でございますが、先ほど市民生活部次長がお答えになりましたので、その回答でよしでございますか。

〈異議なし〉

**委員長(三輪順治君)** 次に、3点目で整理させていただきました、いわゆる来年1月から

義務化されてはおりませんが、個人番号カードについての写真の有料かどうかというようなお質問でございました。これについては、この委員会で諮ってよろしいですか。

〈異議なし〉

市民生活部次長(橋本良啓君) 写真代は自己負担となります。あと、パソコン等、スマートフォン等でされる場合は、自分のデジタルカメラ等で撮られて加工されて添付される方は、カメラ屋さんで撮る費用は不要かと思えます。

委員(大鳴二郎君) ということは、大きさは免許証ぐらいの、あれへ張る大きさぐらいですか。

市民生活部次長(橋本良啓君) まだはっきりはしておりませんが、多分免許証に張ってある写真の大きさになると思っております。

委員(大鳴二郎君) 免許証ぐらいということで、本人が負担するということでもありますので、わかりました。よろしいです。

委員長(三輪順治君) 次に、4番目の質問で発行機にかかわってのご質問は、先ほど市民生活部次長が機構の話を出されまして既に回答が盛り込まれとと思いますが、改めて確認の意味で、市のほうが設置した費用、もし設置するとすれば、その費用が市のほうか、国のほうかというご質問でございますので、お答えできれば確認の意味でお願いします。

市民生活部次長(橋本良啓君) 設備というところで、その番号カードでの連携といいますか、庁舎内のシステム改修等についてと、あとその個人番号カードを交付するに当たって本人さんの暗証番号を登録する機械等がありますが、システム改修については一応地方交付税措置で現在のところ全額補助というふうに言われております。暗証番号を登録する機械につきましても、これは国のほうから無料で配付される予定になっております。

委員(大鳴二郎君) ということは、もう市はお金は要らん、出さなくていいということですね。使わんということですね、この辺に関しては。補助ということは今言われたんで。

市民生活部次長(橋本良啓君) 一応今そのように国は申しておりますが、予算の関係でその100%補助がどうなるかわからないのですが、現在のところはそのように理解しております。

委員(大鳴二郎君) わかりました。

委員長(三輪順治君) それでは、最後の質問のこの個人番号カードを交付するに際しての市民のメリット、デメリットについてのお尋ねがございましたが、当委員会で取り上げていきますでしょうか。

〈異議なし〉

**委員長(三輪順治君)**　じゃあ、お答えができれば、範囲で結構でございます。

**市民生活部次長(橋本良啓君)**　今回の個人番号制度につきましては、全世帯、全個人の方に送付されます個人番号の通知カードがあれば、これに番号が振られておりますので、そのカードさえあれば、ほかの無理に個人番号カードのほうを写真つきを持っておられなくても何ら支障はない状況と考えております。ですから、通知カードにつきましてはメリット、デメリットといいますとカードがあるかどうかではなくて、その番号があることによって各申請等のときに税の証明とか住民票などを添付しなくてもいいというようなことが業務によっては出てくるというか、それがメリットと考えております。

**委員長(三輪順治君)**　市民生活部次長、今の大鳴委員の質問の中身は、本日の議案の第2条にかかわって個人番号カードの交付を受けた場合のメリット、デメリットをお聞きになったやに私は理解しておりますが、大鳴委員、それでよろしゅうございますか。

**委員(大鳴二郎君)**　それでもよろしい。

それも含めるんですけれど、全体的なのをちょっと聞いとんです。

**市民生活部次長(橋本良啓君)**　個人番号カードにつきましては、メリットとしましては本人確認の書類として使えますので、免許証等を持っておられない方につきましては、今までは年金手帳とか介護保険証とか国民健康保険証を提示して、2枚、3枚と出していたかなければいけなかったところが、全てその1枚で足りるというふうなメリットがあると思います。免許証を持っておられる方にはそのメリットは余り関係ないかとは思いますが、デメリットとしましては、市のほうではデメリット的なものはないのではないかと考えておりますが、新聞紙上ではその番号が漏えいしたときとかというふうに言われておりますが、普通でありますとちゃんと管理されておりますとデメリットというのは特にないと考えております。

**委員(大鳴二郎君)**　メリットは簡素化するということであるんですけど、デメリットがないということでもありますけれども、前もちょっと言われた個人情報漏えいすることが、これが一番怖いわけでありまして。また、この中には年金なんか医療、災害のときに要る、せえからまた今度は、次が金融関係もまずそういうもんになってくると思うんですけど、そういうことが皆この番号でできるということになれば、デメリットがないということは、私はちょっと納得できんりますけれども。この6月の定例会でここにおられます佐藤委員さんがこの問題をちょっとセキュリティー問題について、やるんかやらんのかという



ことを質問されとる中で、職員を本年度中に研修させるという、講習するということを答弁されとるわけでありませども、本年度中ということがちょっと私にはわからんのでありますけども、もう10月5日から通知カードが配付されるわけでありませるので、そのあたりも考えればやっぱりデメリットは必ず出てくると思いますので、ないということがどうもわからんのですけども、本当にないんですか。再度聞きます。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 先ほど言いましたように、番号の漏えいとかそういうことがあればですが、当市民課のほうで交付事務等、あとその後取り扱いで考えているところでは、正規な取り扱いをしていけばデメリットはないと考えております。

**委員（大鳴二郎君）** もう2度尋ねてないと言われたんで、よくわかりました。

**委員（宮地俊則君）** ちょっとただいまのも踏まえまして何点かお聞きしたいと思います。

個人番号通知カードと個人番号カード、この違いは有効期限が違うことと、写真入りということであろうかと思うんですが、そういう解釈でよろしいのかどうなのかということ、確認なんです。

それで、個人番号カードのほうは希望者のみということですが、これを希望する場合は通知カードのほうは要らない、発行されないんでしょうか。それとも2枚持つことになるんでしょうか。恐らく番号は当然1人1つですから、同じ番号が記入されると思うんですが、その点をちょっと確認させていただきます。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 最初のカードと通知の件で、カードのほうは希望者だけということですが、違うところは、個人番号カードは写真がついておりまして本人確認の書類として使えますが、通知カードにつきましては2日ほど前に国のほうから通知があったんですが、一切本人確認の書類としては使ってはいけないというふうになってます。これは、通知カードのほうの表面に個人番号が記載されているということで、金融機関どこにおいてもそういう番号が漏えいする、盗まれるのではないかというおそれと、そういうことをしないに限らず出される国民の方が不安に思われるということが大きな要因のようではありますが、カードにつきましては本人確認として使えますが、通知カードは使えないというふうになっております。

カードは言われますように、希望者に説明したように交付するので、通知カードを受け取ってから個人番号カードの希望を出していただくようになりまして、個人番号カードを交付するときには通知カードは回収させていただくようになりますので、2枚両方一度に持つということはいけないというふうになってます。また、現在交付しております住民基本台帳カードにつきましても回収をするというふうになっております。

**委員（宮地俊則君）** 大変よくわかりました。

住基カードの件もお聞きしようと思っておったんですが、じゃあ差しかえで住基カードにかわるものという本会議での説明がありましたんで、そうかなと思っておったんですが、通知カードないしは番号カードが発行される時点で住基カードも差しかえで返却するという解釈でよろしいですか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** そのとおりです。

**委員（宮地俊則君）** それから、最後にもう一点。先ほどからメリット、デメリットも言われておりましたけども、先ほどの説明ですと通知カードのほうは表に個人番号が書いてある。個人番号カードのほうは写真入りのほうは、番号が表に記されていないのでしょうか。これも確認させてください。先ほどの説明では、何かそのようなニュアンスだったもので。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 個人番号カードにつきましては、個人番号は裏面に記載されております。まだ通知等は何も来ていませんが、新聞紙上等では個人番号カードを配付するときに一緒にビニール製のケースで、番号のところだけは隠れるようにしたケースと一緒にカードを個人に交付するようになるというふうに報道されてますが、まだ正式な通知は来ておりませんが、そのような方向で進んでいるようです。

**委員（宮地俊則君）** いずれにしても、どちらのカードにしても番号が書いてあるということのようでありますけども、最後の質問させていただきますけど、皆さんよく一番心配されてるのが紛失したり取られたりといったケースを心配されている。それによってこの個人番号が、拾った方、取った方が悪用するケースとしてはどういったケースが想定されるんでしょうか。それが一番やっぱり心配しているところだと思いますけども、何に利用される可能性があると思われませんか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 今回の個人番号制度で個人番号カードを希望してとられますと、ポータルサイトと言いまして自分の情報をどこの団体とか個人とかが使ったとかというのが閲覧できるようになっているようです。それを閲覧するためにはご本人さんが自分の暗証番号を登録して、その暗証番号を持ってそのポータルサイトを閲覧しに行くということなので、落とされて人にその番号が盗まれたとしても、自分の情報等をのぞきにいくためには暗証番号等が必要ですので、その暗証番号を盗まれないようにされておられれば閲覧とか情報をとられることはないのではないかと考えております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第52号 井原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて〉

委員（荒木謙二君） この3地区、明治地区、共和地区、東三原地区の地元の方、地域の方の告知あるいは説明というのはもうされておられるのか、されてないのであれば今後どういうふうな形でされるのか、その点をお伺いします。

市民生活部次長（橋本良啓君） 地元の説明会につきましては、まだしておりません。あくまでもこの議案に対しましては議会の承認を得るというふうになっておりますので、地元の説明はしておりません。ご承認いただけた後には来年の3月末までに、これ高梁市と供用している局が明治と東三原の2局ありますので、そちらにつきましては高梁市と足並みをそろえて行いたいと思います。

3郵便局につきましてもあくまでも地域限定での郵便局での事業となりますので、広報等全市民対象ではなく、その地区だけへのお知らせくんとかそういうもので説明をして広報をしていきたいと考えております。

委員（荒木謙二君） 当然、これを利用されてる方というのは高齢者の方が多いんじゃないかというふうに想像するわけなんですけど、お知らせくん等と言われましたが、各家庭、各戸を回るというふうなことではなしに、そういったお知らせくん等でやるということなんでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） まず、3郵便局への張り紙と、現在考えておりますのは3地区の自治会へのチラシの配布を考えております。

委員（佐藤 豊君） 本会議でも説明をいただいたんですけども、芳井町時代からの事業を継続しての取り組みだという答弁だったと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） そのとおりでございます。

委員（佐藤 豊君） その事業がスタートした時点で、この取り組みを利用された人数が一番多いときはどのぐらいの方が年間、本会議の答弁では最近では年に4人から6人ということでしたが、事業を始めたころはどのぐらいの方がご利用されてたんでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 平成14年5月15日から運用を開始しておりまして、

最も多かった年は翌年の平成15年度でありまして、3局で延べ144人の方が利用しておられました。

**委員（佐藤 豊君）** 人口減ということと、また高齢化ということで利用をされる方が少なくなったと思うんですが、機器の更新で多額な費用も要するということではありますが、中山間地は今後ますます高齢化が進んでいって交通弱者といいたいまいしょうか、移動手段が非常に厳しい状況がある中で、今回こういったことでこの事業を廃止しようということではありますが。やっぱり費用負担と実際の利用者が少ないにしても、その点は本当に今大変なときだから考えなければならないと思うんですけれども。その点を私は非常に考えるとこなんですけども、再度その辺の行政サイドとしての費用対効果だけで済むものなのか、交通弱者対策としてのそういった視点もあつての継続的な取り組みはもう全く考えられないのか、その点の行政サイドの考えを改めてお示しいただければと思うんですが。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 費用対効果が全てではないとは思いますが、利用状況を見ますと3地区ではあるんですが、26年度では延べ30人の方が使われておりますが、30人の方といいたいまして同じ方が何度も使われておりまして、1地区で数人の方が使われて、その数人の方も郵便局がある自治会の方が6割、隣の自治会の方を入れるともう6割以上の方で、車で郵便局へ行かなければいけないというような方は郵便局に行かれていないという状況でありまして、支所等に行かれてるということでありまして、本当に歩いていける範囲の方がここ数年は行かれてるというような状況でありますので、費用対効果もありますし、地元の利用状況等を勘案しまして廃止のほうを上程させていただいております。

**委員（佐藤 豊君）** 平成14年5月からこの事業をスタートして、当初はどのぐらいの年月をこの事業の期間というふうに考えられていたのか、機器がこの更新が、費用負担がかかる状況になったから、それからまた利用者も少なくなったということ、また今説明がありましたように、近所の方しか利用されていないという状況があるがゆえに今回廃止ということになったというような説明なんですけども、当初の事業をスタートしたときにはどのぐらいの年月を想定された事業だったんでしょうか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** この事業につきましては、平成13年度に郵便局でそういう事務を取り扱ってもいいという法律が制定されまして、旧芳井町におきましては14年、翌年から開始されておりまして、県下では3番目に開始された状況ということで、その当初はまだ法ができて2年目でありますし、いつまで行くとかというような見通しは持ってはいなかったという状況と把握してます。

**委員（大鳴二郎君）** これは、だんだん高齢化になって限界集落とかという言葉があるわけでありましてけれども、この指定を取り消す郵便局のこの年間30人ぐらいになつるとい

う説明がありますけれども、基準は何をもってこれ取り消すんですか。どういう基準があるんですか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 取り消しの基準というものはありません。

**委員（大鳴二郎君）** ないということは、市がもう独自の考えでやるということですか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 使用状況等を勘案して市の判断でやめるというか、あとはその郵便局が廃止等になりますと郵便局側から廃止の願いが来るとは思いますが、何ををもって廃止とするという基準は設けてありません。

**委員（大鳴二郎君）** 郵便局から来ると言うということは、まだ来とらんということですね。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** うちから委託している郵便局が廃止になって、その地区に郵便局がなくなった場合には、市のほうからではなくて郵便局のほうからということで、まだ郵便局ありますので、廃止の理由としては市の判断だけではなくて郵便局の都合での廃止の申し入れもあるという説明です。

**委員（大鳴二郎君）** ちょっとわからんのじゃけえど、今言う答弁の中で局には話をしとらんということを言われたんじゃけど、話をしとらず市が独自でやったんですかということ聞いたんが、郵便局があるから言いますという何かおかしい答弁しょうるけん、そこら辺どっちがほんまです。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 先ほどのご質問が廃止する何か基準があるのかというご質問だったので、基準はありませんということと、あと市の判断で廃止されるのかということなので、市の判断で今回は廃止という方向で進んでおりますが、市以外でも郵便局のほうはその地区に郵便局がなくなるということが過疎地になってあると思うんですが、そういう郵便局がなくなるという場合には郵便局のほうから、なくなるのもうこの事務は取り扱いませんという廃止の申し入れがあるということで、市側だけでは、井原市の場合は今回市のほうですが、市だけではないという説明です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（三輪順治君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（三輪順治君） 本日の所管事務調査事項は、井原市国民健康保険事業特別会計（保険事業勘定）の状況についてでございます。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる案件、提案がございましたらご発言をお願いいたします。

〈なし〉

委員長（三輪順治君） それでは、ないということでございますので、先ほどの所管事務調査事項に戻り、所管事務調査を行います。

〈井原市国民健康保険事業特別会計（保険事業勘定）の状況について〉

委員（佐藤 豊君） 来年度以降、税の見直しということですが、国保医療の大きな増加要因についてはどのようにお考えでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 井原市においては高齢化が進んでおります。その国保の加入者の高齢化と、あとは医療の高度化で、やはり今まで以上の医療の費用がかかっているということで国保の加入者の人数は減っておりますが、総合計の医療費のほうは上がっているということで、1人当たりの医療費が上がっているのが大きな要因と考えています。

委員（佐藤 豊君） 本市としても市長を先頭に笑って健康増進事業とか、健康寿命日本一といった取り組みでさまざまな取り組みをされておりますから、今回の本会議でもそういった取り組みについてる市長より答弁がございました。そのことは本当にすばらしい取り組みをされとるということは実感として感じるわけですが、なかなか毎年毎年取り組んでるんだけど、全体像としてはそういった費用はかさんでいってるといような状況があるわけで、本当に本腰を入れてというたら大変失礼な表現になるんですけども、再度全体

として高齢者の元気増進への取り組みというものを本気で考えないと、なかなかこの医療費の抑制につながっていかんんじゃないかというように思うんですが、その辺の本当の今の行政としての姿勢、どのようにお考えでしょうか。

**副市長（三宅生一君）** 非常に切実な思いもお伺いしたわけであります。

国保税については、非常に給付と負担のバランスをいかにとっていかかが期待されるわけであります。井原市の健康増進に関する施策については、他の団体と比べて誇れる段階にあるというふうにも思っております。あわせて健康診断等については啓発をかなりやっているつもりでもありますが、なかなかその率が上がらないという実態も一方であります。これは今後も続けていかなければならないわけですが、行政だけでこのことが完結するということとは若干違うのかなというふうに思っております。啓発をすると同時に、重篤化しない間に皆さんで受診、健康診断を受けていただくことが実に抑制には効果的だろうというふうに思っています。

それから、もう言われて久しいわけですが、後発医薬品を啓発もしてきておりますが、これも全国で先進的な市もありますが、全国的に見て、やはりその伸びは低調かなというふうに思っています。国保の保険者が今度は市から県ということに段階が近いわけですが、こういった状況においても、なお負担税についてはやはり個々の市町で税率がばらばらになるんだろうというふうに今言われておりますので、そのバランスを十分考えていきたいというふうに思っております。

先ほど市民生活部次長が申し上げたとおり、単年で表面的には5,800万円の繰越金を生む中身を見ると、単年度の実質の収支ではマイナスの6,800万円で、現在予算でお願いしておりますのが2億円の一般会計からの借り入れでこの場をしのごうというのは、非常に会計の独自性からいうと若干厳しいぞということをお願いしながらやっているということでもあります。ですから、これから抑えるものは抑える、しかし医療については結果的には高かろうともサービスを皆さんに受けていただく必要がありますので、それに見合う負担をやはり頑張るといいますか、抑えながらもそのバランスを保たざるを得ないということでもあります。特別会計ですから、一つの会計の独立採算というのは他の会計、他の受益者、他の税を投じていただいているその方にこの国保が負担を強いるということはあるとはならないというふうに思っています。しかし一方で、全市的に見ますと約4割の世帯が何らかの形でかかわっておられますので、市としては今後とも十分引き締めて、なおかつそういった税の再配分間違いのない、そういった考えを示していきたいというふうに思います。

そういう中で、国保税については皆様方には、今後、国保の会計にあつてはこういう状況にあるんですということを折に触れてご説明をしながらご理解を賜っていただきたいというふう

に思っております。

**委員（佐藤 豊君）** 実質、前回も国保の税を上げるときもいろんな議論がありました。また、高齢者の方々は年金暮らしという現実があるわけで、その中で介護保険も払う、国保も払うといったことによる、やっぱ日常生活を維持するための負担感というのは非常に高まっている現状もあるわけなんで、だからその辺もどこら辺がどうなのかというのはわかりませんが、本当にそういった負担感というものをとめるというんですか、これ以上はもうというような、そういうぎりぎりの線のところの近くまで来とんじゃないかというふうに思うんです、我慢の限度が。そういったことになるんならば、余計に早く健康増進施策として若い世代からの取り組みというものに本腰を入れて一人でも多くの方がそういう意識を持ってもらう、また重篤にならないような手だてを早目に打ってもらう。やっぱそういう意識革命というんですか、意識の変革というものも導くような施策というか、また行政からのそういった周知というものを本当に徹底していかないと、なかなかこっから先医療費、また介護の両面にわたっての負担は抑えられないんじゃないかと思うんで、再度その点は行政サイドのほうも一生懸命研究していただいて、我々もいいことがあれば提言もさせていただきますけども、そういったことの取り組みを今後とも一生懸命取り組んでいただきたいというふうにお願いして、私の発言を終わります。

**委員（宮地俊則君）** 大変これはもう非常に難しい問題というか、もう長年どの自治体も同じ悩みを抱えてることだと思うんですが、その中でちょっと、もしわかればで結構です。最近の傾向というか、教えていただきたいんで。医療費が増加してきている、全体の中での高額医療費の比率、アバウトでも結構です。わかりましたら教えていただきたいです。

それからもう一点、最近、近隣自治体で年間世帯によつての国保の使用なしといったところに幾らか現金の返還、いわゆるキャッシュバックです。そういったことをしてるというのも報道されております。そういったのが井原市で何世帯ぐらいもしあるのかわかれば、今わからなければまた後日でも教えていただければ。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 高額医療費の比率というところですが、比率というのがちょっと率とかは出しておりませんが、状況で説明しますと、年間1,000万円以上の医療費を使われている方が平成26年で14名おられます。あと、国保を使われていない世帯については、そういうのはちょっと調査しておりませんので今資料は持ち合わせておりません。

〈なし〉



委員長（三輪順治君） 本件については終わります。

以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席をお願いしたいと思いますが、何かございましたらご発言よろしくをお願いします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始ご熱心にご議論いただきました。なおかつ適切なご決定をいただきましたことを改めまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じていただきましたご意見あるいはご提言につきましては、必ずや市政に反映をしていきたいというふうに思います。

さて、秋も本番に向かいます。本当に秋はいかようにも例えられております。皆様方にはそれぞれの秋を満喫していただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

委員長（三輪順治君） 執行部の皆さんには大変ご苦労さまでございました。

#### 〈6月定例会時に行った所管事務調査における関連事項について委員長からの報告〉

ここで、まず初めに6月定例会時に行った所管事務調査における関連事項について私のほうからご報告をいたします。

お手元の資料にA4判でちょっと閉じ方が白い表紙からあるんですが、2枚閉じてあると思います。これは6月議会委員会におきまして大鳴委員のほうから消防事務の救急車外の対応についてご質問ございました件を私が消防組合議会の議員でもございましたので、ご質問させていただきまして、ご答弁をいただいています。これは去る、日にちは入ってありませんが7月たしか6日だった、この答弁は7月6日の午後に組合議会の臨時会を行いましたので、そのときの答弁でございます。ご一読してもいいんですけども、どうでしょうか。答弁のとこだけちょっと読み上げますので、それでご報告にかえさせていただきます。

開いていただいて11ページをお願いいたします。

当時事務長である立間氏のほうから、こういったご答弁が返ってます。

三輪議員のご質問について説明させていただきたいと思います。

救急業務は患者さんを現場から医療機関の医師へ引き渡すまでが任務であります。その中で患者さんを救急車内へ収容し、現場を出発するまでの業務内容についてお話しさせてい

たきます。

基本的には、観察は患者さんとの接触と同時に始まっていますが、救急車内では患者さんのバイタルサインと呼ばれております意識の程度、呼吸、脈拍、血圧、体温を測定しています。場合によっては心電図等の測定を行い、その数値や症状、問診から疑われる疾病により、さらに必要な観察や酸素吸入等の応急処置を行います。こういった観察や処置に要する時間は数分でございます。

次に、観察の結果をもとに専門医や必要と思われる処置が可能な医療機関に情報提供と搬送依頼をするわけですが、これに要する時間はまちまちでございます。即答で受け入れていただける場合もありますが、そういかない場合もございます。過去のデータでは搬送依頼に10件を超すお断りの場合もございました。その理由はさまざまありますが、急患対応中、ベッド満床、また時間帯によっては医師不在や当直医が専門外といったことが大半を占めておる次第であります。受け入れていただける場合においても医師への連絡や相談等による待ち時間も発生しますので、どうしても現場滞在時間が多少長くなってしまいうケースもございます。

また、もう一つの理由といたしまして、救急救命士が誕生した平成3年以降、全国的に現場滞在時間が延長しているとのデータが発表されています。これは、それまで救急隊員に許されていなかった医療行為や高度な救命処置が行えるようになった結果、緊急を要する場合は医師の携帯電話での指示のもと処置を行うためであります。

以上の理由などから救急現場における滞在時間が長引く場合もあるということでございます。

以上が患者さんを車内へ収容し、現場を出発するまでの間の基本業務内容の説明ということでございます。よろしくお願いたしますという内容でございました。この件を朗読をもって、ご報告にかえさせていただきたいと思っております。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

〈回答案について協議〉

・番号1

〈継続協議〉

・番号2、3

〈執行部に報告することで決定〉

委員長（三輪順治君） それでは、これをもちまして委員会を終了させていただきます。

閉会に当たりまして、議長何かございましたら。

議長（上野安是君） よろしいです。

委員長（三輪順治君） それでは、以上で市民福祉委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

番号	地区	担当班	内容	回答(案)
1	荏原	2班	荏原公民館は、避難場所に指定されているが、耐用年数に到達しており、建物の歪みも大きい。避難場所として「耐震診断」は実施されているのか？	していない。
			実施されているのなら、診断結果はどのようなのか？	していないので、答えられない。
			実施されていないのなら、実施する計画はあるのか？	計画はない。現在の公民館については、昭和52年3月に完成したものである。耐用年数は38年で、昨年がその期間である。耐震診断については、耐用年数を経過しており、費用対効果を考えた場合ムダである。また改築計画もある。地元から要望があがっている。幼稚園を先に建設した。今後の計画としては、プール改修に併せて実施する。現状では未定である。今の基準でいけば、予定建物は、約倍位の面積になる。公民館建設の為に、3要件を満たす必要がある。1. 用地の確保2. 現存建物の耐用年数3. 地元の合意形成があれば、市の方も考えていきたいとのこと。
			耐震設備のされていない場所を避難場所としてするようになっているのか。	行政が判断することです。
			ここは低い所なので、水害に対しては検討が必要とは書いてあるが、地震が来た時、耐震診断をしていない所を避難場所にすることが妥当ですか。耐震診断をしていない場所を避難場所にするのはおかしい。そこで何かあったら、誰が責任をとるのか。	現存の小学校等の施設の中で避難場所を考えて下さい。
			耐震そのものの基準はあるのか。	昔より、耐震基準というものの基準が上がって来ています。その基準を克服するには、非常に経費もかかります。よって、費用対効果を考えるのかと考えます。
			調査はしないとイケない。その結果、屋根が崩れるかもしれないということなら、避難場所としては、取り消さないといけなくて。診断もしないというのは良くない。よく使っている公民館なので診断ぐらいはしないとイケない。	診断については、言われるとおりです。公民館の建て替えについては、地元の人たちで早いうちに依頼するようにしてもらいたい。
耐震診断をする様に執行部をお願いして下さい。	継続協議			
2	出部	4班	市民病院の職員のモラルが低すぎる。私は糖尿病で入院していた時、朝食に竹輪やかまぼこなど塩分の多いおかずが出たり、私の1日の摂取カロリーを聞くと答えられない看護師がいる。	頂戴したご意見につきまして、市民病院へお伝えいたしました。
3	出部	4班	笠岡、浅口、里庄、矢掛、井原で広域の大総合病院を作るべきだ、福山市民病院へ行きたくない。	頂戴したご意見につきまして、市民病院へお伝えいたしました。